

公 告

掲示第 97 号

長崎三重式見港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、長崎三重式見港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定に伴い、「長崎三重式見港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件」（令和4年3月1日公示）は廃止する。

令和6年6月26日

長崎税関長 小阪 好洋

1 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1)長崎港小ヶ倉柳埠頭地区指定保税地域の北側岸壁西端から425.0m(水深10m、7.5m及び5.5m)、西側岸壁410.0m(水深12m)及び南側岸壁193.8m(水深10m) (2)大東タンクターミナル株式会社長崎油槽所第1桟橋及び第2桟橋	長崎市小ヶ倉町3丁目76番42、94、98、102～107、121、160、161、165～167、169、171～175 長崎市土井首町437番	

2 船用品及び携帯品の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1)常盤桟橋 (2)長崎港小ヶ倉柳埠頭地区指定保税地域の北側岸壁西端から425.0m(水深10m、7.5m及び5.5m)、西側岸壁410.0m(水深12m)及び南側岸壁193.8m(水深10m) (3)松が枝岸壁北端から南西～360m(水深12m) (4)出島岸壁北端から南～225m(水深10m) (5)大東タンクターミナル株式会社長崎油槽所第1桟橋及び第2桟橋	長崎市常盤町22番15 長崎市小ヶ倉町3丁目76番42、94、98、102～107、121、160、161、165～167、169、171～175 長崎市松が枝町53番4 長崎市出島町268番10 長崎市土井首町437番	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。

3 船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 常盤桟橋 (2) 長崎港小ヶ倉柳埠頭 1番～4番ゲート、7番～9番ゲート (3) 松が枝岸壁北端から南西へ 360m (水深 12m) (4) 出島岸壁北端から南へ 225m (水深 10m) (5) 大東タンクターミナル株式会社長崎油槽所第 1 桟橋及び第 2 桟橋に設置されたゲート	長崎市常盤町 22 番 15 長崎市小ヶ倉町 3 丁目 76 番 94、103、105、172、175 長崎市松が枝町 53 番 4 長崎市出島町 268 番 10 長崎市土井首町 437 番	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接交通する場合に限る。 ただし、(2) 号に掲げる場所において、乗組員が下船後フェンスの外に出ることなく乗船する場合は、同区域内を指定交通場所とみなす。 ただし、左の(5)号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、林兼石油株式会社長崎油槽所、船舶代理店、通関業者の各従業員（従業員には、林兼石油株式会社長崎油槽所に登録された荷役下請従業員を含む。）及び乗組員とし、桟橋における交通は接岸船舶と直接行う場合に限る。

4 新造船及び修理船に対する船用品、携帯品及び船舶修理資材の積卸場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦浮桟橋 (2) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第 3 ドック横浮桟橋 (3) 三菱重工業株式会社長崎造船所 東遠見崎浮桟橋 (4) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦岸壁北東端から 233m (5) 三菱重工業株式会社長崎造船所 鮑ノ浦岸壁大日川橋から北西端へ 253m (6) 三菱重工業株式会社長崎造船所 向島岸壁南東端から北西端へ 212m (7) 三菱重工業株式会社長崎造船所 八軒屋岸壁モノレールから北東端へ 196m	長崎市飽ノ浦町 1 番 1 号 〃 〃 〃 〃 〃 〃	ただし、携帯品の積卸は、接岸船舶及び入渠船舶と直接行う場合に限る。

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(8) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第3ドック右側 227m	長崎市飽ノ浦町1番1号	
	(9) 三菱重工業株式会社長崎造船所 遠見崎岸壁の南西端から北東端へ 178m 及び同岸壁の北東端から西南端へ 148m	〃	
	(10) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第2ドック両側南東端から各 375m	〃	
	(11) 三菱重工業株式会社長崎造船所 立神岸壁南東端から 255m	〃	
	(12) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場香焼東3号岸壁	長崎市香焼町180番地	
	(13) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場修繕ドック両舷 400m	〃	
	(14) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場長浜桟橋	〃	
	(15) 福岡造船所株式会社長崎工場巣装岸壁	長崎市深堀町1番4	
	(16) 株式会社大島造船所香焼工場 東1号岸壁、東2号岸壁、及び水切り岸壁	長崎市香焼町5番地34	
	(17) 株式会社大島造船所香焼工場 中央桟橋	〃	

5 新造船及び修理船に対する船舶と陸地との交通場所

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(1) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦浮桟橋	長崎市飽ノ浦町1番1号	ただし、左の(1)から(14)号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、三菱重工業株式会社長崎造船所、船舶代理店、通関業者の各従業員（従業員には造船所に登録された造船下請従業員を含む。）及び乗組員とし、岸壁及びドックにおける交通は接岸船舶及び入渠船舶と直接行う場合に限る。
	(2) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第3ドック横浮桟橋	〃	
	(3) 三菱重工業株式会社長崎造船所 東遠見崎浮桟橋	〃	
	(4) 三菱重工業株式会社長崎造船所 水ノ浦岸壁北東端から 233m	〃	
	(5) 三菱重工業株式会社長崎造船所 飽ノ浦岸壁大日川橋から北西端へ 253m	〃	
	(6) 三菱重工業株式会社長崎造船所 向島岸壁南東端から北西端へ 212m	〃	
	(7) 三菱重工業株式会社長崎造船所 八軒屋岸壁モノレールから北東端へ 196m	〃	

港 名	場 所 の 名 称	所 在 地	備 考
長崎三重式見港	(8) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第3ドック右側 227m	〃	ただし、左の(15)号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、福岡造船所株式会社長崎工場、船舶代理店、通関業者の各従業員（従業員には、造船所に登録された造船下請従業員を含む。）及び乗組員とし、岸壁における交通は接岸船舶と直接行う場合に限る。
	(9) 三菱重工業株式会社長崎造船所 遠見崎岸壁の南西端から北東端へ 178m 及び同岸壁の北東端から西南端へ 148m	長崎市飽ノ浦町1番1号	
	(10) 三菱重工業株式会社長崎造船所 第2ドック両側南東端から各 375m	〃	
	(11) 三菱重工業株式会社長崎造船所 立神岸壁南東端から 255m	〃	
	(12) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場香焼東3号岸壁	長崎市香焼町180番地	
	(13) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場修繕ドック両舷 400m	〃	ただし、左の(16)及び(17)号に掲げる場所を指定地として交通できる者は、株式会社大島造船所、船舶代理店、通関業者の各従業員（従業員には、造船所に登録された造船下請従業員を含む。）及び乗組員とし、岸壁における交通は接岸船舶と直接行う場合に限る。
	(14) 三菱重工業株式会社長崎造船所 香焼工場長浜桟橋	〃	
	(15) 福岡造船所株式会社長崎工場巣装岸壁	長崎市深堀町1番4	
	(16) 株式会社大島造船所香焼工場 東1号岸壁、東2号岸壁、及び水切り岸壁	長崎市香焼町5番地34	
	(17) 株式会社大島造船所香焼工場 中央桟橋	〃	